

② 社会保険制度・税金について

次はみなさんが会社から支払われる賃金（給料）明細書について説明します。賃金（給料）明細書は、一般に「勤怠」、「支給」、「控除」の3つに分かれていて、次のような内容が記載されています。（大きさやレイアウトなどは、会社により異なります。）

賃金（給与）明細書〔例〕

勤 怠		支 給 額		法 定 控 除 額	
出勤日数		基本給		社会 保 険 料	健康保険料 } (※2)
有給日数		勤務地手当			厚生年金保険料 } P22.23へ
欠勤日数		役職手当	雇用保険料		
		家族手当	} (※1)	所得税	
		住居手当		住民税	P24へ
		通勤手当			
		時間外勤務手当			
時 間 外 勤 務	残業時間	休日勤務手当			
	休出日数 (※3)	深夜勤務手当			
	休出時間				
	深夜時間				
遅 刻 早 退	遅早回数 (※4)				
	遅早時間	支給額計	(A)	控除額計	(B)
		差引支給額	¥	(A)－(B)	

△△株式会社

- (※1) この部分は、会社によって内容は異なります。
- (※2) この部分は、会社によって特定保険料、基本保険料に区分されている場合があります。
- (※3) 休出…休日出勤
- (※4) 遅早…遅刻と早退

通常、毎月の賃金（給料）からは、社会保険料『健康保険料（介護保険料は40歳以上の人）、厚生年金保険料、雇用保険料』と税金『所得税、住民税』が一定額ずつ差し引かれて会社（事業場）を通じてそれぞれ納められます。これらは、「法定控除額」と呼ばれています。

●社会保険制度

社会保険制度とは、国民が生活するうえでの事故等に備えて、事前に強制加入の保険に入ることによって、事故等が起こったときに生活を保障する相互補助の仕組みです。国・事業主・労働者がそれぞれ保険料を負担し、労働者やその家族の病気やけが、失業、老後生活などに備え、助け合う制度です。

《社会保険制度一覧》

(個人事業主の事業所では健康保険や厚生年金保険に加入していないことがあります)

例えば、こんなとき…

主な給付金等

- 病気やけがをして病院にかかった
- 出産する・した
- 病気やけがの療養のため働けない
- 亡くなった

健康
保
険

- 療養の給付
- 出産手当金
- (家族)出産育児一時金
- 傷病手当金
- 埋葬料(費)

- 年をとった
- 病気やけがをして障害が残った
- 亡くなった

保
厚
生
年
金
保
険

- 老齢厚生年金
- 障害厚生年金
- 遺族厚生年金

- 会社を辞めた
- 育児するために休業した
- 介護するために休業した
- 高齢になって給料が大幅に減った
- 職業訓練やスキルアップをする

雇
用
保
険

- 求職者給付
- 育児休業給付
- 介護休業給付
- 高年齢雇用継続給付
- 教育訓練給付

仕事や通勤が原因のけがや病気で

- 病院にかかった
- 療養のため働けない
- 障害が残った
- 亡くなった

労
災
保
険

- 療養(補償)給付
- 休業(補償)給付
- 障害(補償)給付
- 遺族(補償)給付

保険料負担

相談窓口

